

種差別か、しからずんば能力差別か？

—ピーター・シンガーはいかにして障害新生児の安楽死を擁護するか—

土屋 貴志

一九九一年五月二四日、スイスのチューリッヒ大学の講堂は異様な雰囲気包まれていた。オーストラリアから招かれたピーター・シンガー教授による講演が始まる直前、車椅子に乗った障害者の一団が壇上に上がり、大学が「安楽死の唱道者」シンガーを招待したことに抗議したのである。やがて講演者が話を始めようとしたとき

聴衆の三分の一ほどが「シンガー出ていけ! Singer raus!」と叫び始めた。怒号が飛び交う中、やむを得ずOHPにメッセージを書き始めたシンガーに、シュプレヒコールを叫ぶ群衆の一人が駆け寄り、顔から眼鏡をもぎ取って床に叩きつけた。眼鏡は割れ、講演は中止された。これは突発的な事件ではない。一九八九年以来、ドイツ、オーストリア、スイスでは、ピーター・シンガーに対するこのような激しい抗議と非難の嵐が吹き荒れて

いた(いわゆる「シンガー事件 Singer-Affäre」)。その余波は、シンガーの思想の基盤と目された生命倫理学 *bioethics*、応用倫理学 *applied ethics*、分析哲学にまで及び、今やドイツ語圏におけるこれらの分野の研究者は、学問的生命さえ危ぶまれているという¹⁾。

この事態についての論評は別稿に譲るが、それほどまでにシンガーが憤激を買ったのは、障害新生児の積極的安楽死を擁護する彼の論調が、ナチスの「安楽死」を連想させたからである。しかし、シンガーは実のところどういう理由から、どんな場合に「障害をもって生まれたきた赤ん坊は速やかに殺されたほうがいい」などと主張するのか。このことを明らかにしつつシンガー倫理学を検討する作業を、主に彼の名著『実践的倫理学 *Practical Ethics*』²⁾に沿って行うのが本稿の課題である。

一 諸利益を平等に配慮する

— シンガールの基本的な倫理学上の立場

ピーター・シンガーは一九四六年、オーストラリアのメルボルン生まれ。父はオーストリアから亡命してきたユダヤ人であり、祖父母のうち三人までがナチスの強制収容所で亡くなっている。メルボルン大学卒業と同時に英国へ渡り、オックスフォードの哲学者R・M・ヘアの下で一九七一年学位を取得した。七七年に母国のモナシユ大学の哲学教授となり、現在は人間生命倫理学センターの所長である。

彼は体系的な倫理学理論を展開した著作を未だ発表しておらず、『実践的倫理学』でも、実践的問題を取り扱うための理論的枠組を簡潔に記しているだけである。そこに示された彼の基本的立場は、オックスフォード時代の恩師ヘアの立場に極めて近い。シンガールの倫理学はヘアの規範倫理学の長所と短所を受け継いでいると見てよいだろう。

まずシンガーは「倫理 ethics」と呼べるものの最低条件を二つ挙げる。第一の条件は、正しいとか不正であるという判断が、何らかの理由に基づいて下され、正当化されていることである。第二の条件は、この理由が普遍

的な観点、すなわち自分自身の好みや利害を超えた公平な観点到立つものでなければならぬことである。正不正の判断の理由を問われて何も答えられなかったり、示された理由が単に「私の得になるから」というだけでは、倫理的判断とはいえない。倫理的判断とは、普遍的な観点から一定の理由に基づいて正当化しうる、行為の是非に関する判断である。

倫理のこの最低条件から、一種の功利主義的立場が導き出せるとシンガーはいう。普遍的な観点からなされている以上、倫理的判断は私の利益 interest のみならず、その行為の影響を受ける関係者全ての利益を考慮したものでなければならぬ。我々は、実行可能な行為の中から、関係者全員の諸利益を最大にする行為を選ぶべきであるし、その行為こそ正しい行為である。こうした考え方は、最大化すべき功利性 utility (効用) の内容を利益と解釈する型の功利主義であり、功利性を快樂ないし幸福に還元する古典的功利主義と区別して、選好功利主義 preference utilitarianism と呼ばれる。

シンガールの以上の議論については、とりあえず問題を三つほど提起できよう。

第一に、普遍的様相という倫理の最低条件だけから功利主義を導き出せるのか^③。もっとも、シンガー自身

倫理の普遍的様相から功利主義を導く上述の議論が十分なものではないことは認めている(11-12:16)。さらに、功利主義以外の倫理学理論(義務論など)が成立する可能性も許容する。しかし「功利主義の立場は最小限の立場であり、私益に基づく判断を普遍化すると最初に到達する基盤である」(13:18)。功利主義の基盤の上に他の倫理学理論を構築してもよいが、その必要性を挙証する責任は構築者が負う。シンガー自身は、功利主義だけで十分だと考える。

しかし第二に、功利主義がはたして諸倫理学理論の基盤なのかという点は問題にしうる。シンガーによれば、 \wedge 私の利益になることを全ての人にさせよ \vee という「純粹な利己主義 pure egoism」は合理的だが普遍化できないのに対し、 \wedge 全ての人にその人自身の利益になることをさせよ \vee という利己主義は普遍化できる(205-207:271-273)。それならば、なぜこの普遍化可能な利己主義でなく選好功利主義を採用するのか。私益から出発するなら、最初に到達するのは功利主義ではなく利己主義なのではないか⁽⁴⁾。

第三に、「利益 interest」に関するシンガーの解釈は適切か。川本隆史は『実践的倫理学』の邦訳の書評で、「あくまでもインタレストを倫理の拠点としたいのなら、

この言葉を \wedge 利益 \vee ではなくむしろ(語源的に) \wedge 間に生きること \vee として掴み直すべきだ」⁽⁵⁾と述べる。これは、ばらばらな個人の利益に立脚する倫理学に共通の問題でもある。

ところで、関係者全員の利益を最大化する功利主義では、一人一人の利益はどのように扱われるべきか。自分に身近な人や、社会的地位の高い人の利益ばかりを重んじることは認められない。普遍的で公平な観点に立つ以上、同じ利益なら等しく扱うべきである。「さまざまな利益を比較考量するとき、利益は利益として考慮すべきで、私の利益とかオーストラリア人の利益とか白人の利益ということを考えてはならない」(19:25)。こうして「諸利益を平等に配慮すること」(ibid.)という、具体的に実用的な原理が出てくる。

ここで「平等に配慮する」とは、行為によって影響を被る利益の内容が同じならば同じ配慮を払うということであって、内容や強さの相違にかかわらず一律に扱うということではない。ひとくちに利益といっても、生命や生活の存続に関わる重要な利益もあれば、娯楽や奢侈に関するさほど重要でない利益もある。より重要な利益により多くの配慮を払うのは当然である。すると、関係者によって扱いを変えなければならぬ場合も出てくる。

例えば、地震による負傷者が二人いて、一人は重傷で激しい苦痛に呻いており、もう一人は軽傷でそれほど苦しいが、苦痛にはないとする。もし麻酔薬が注射二回分しかなく、重傷者の苦痛が一回の注射では緩和できないなら、重傷者と軽傷者に一回ずつ注射するのではなく、重傷者には二回注射して軽傷者にはしないほうがよい。これは、重傷者と軽傷者を同じ扱いにしないという意味では不平等であるが、両者の利益は平等に配慮されている。

また、利益を平等に配慮した結果、関係者間の格差が以前より増大することも起こりうる。例えば、既に片脚を失い、治療を受けなければもう片方の足の爪先も切断せざるをえない負傷者Aと、今のところ両脚とも健在だが、治療を受けなければ片脚を切断しなければならなくなる負傷者Bの二人がいて、医薬品は一人分しかないとする。この場合には、Bの片脚切断を食い止める治療をすべきだとシンガーは考える。なぜなら、爪先を失う損失よりも片脚を失う損失のほうが大きいからである。しかし、その結果として、片脚と爪先を失うことになるAと、両脚共に健在のままのBの間の格差は、治療を行う前よりも増大してしまう。これに対し、もしAの爪先切断を食い止める治療を行うなら、A・B共に片脚切断という平等な結果になる。このように、利益を平等に配慮

することが、かえって不平等な結果を招くこともありうる。「まさにこの理由から、この〔諸利益を平等に配慮せよという〕原理は、徹底して平等主義的な原理ではなく、平等についての最小限の原理である。」(23:30)

しかし、後者の例における「利益に対する平等な配慮」の内容には議論の余地もあろう。確かに現時点では、片脚を失うのは爪先を失うより損失が大きい。しかし、人生全体で見た場合、どちらの脚も失わなかったBの利益に比べて、片脚と爪先を失ったAの利益がないがしろにされた印象はぬぐえない。シンガーは主に関係者の現時点の利益を考慮するが、そもそも「利益」とは、どのような時間的範囲で考えるべきものなのだろうか。

二 殺すことの道徳性——生命の価値とは？

『実践的倫理学』は少々変わった内容をもつ書物である。扱われている現実の問題は平等(差別)、動物解放(肉食、動物実験など)、人工妊娠中絶、安楽死、南北格差、それに体制への不服従であるが、生命倫理学上のトピックとしては八生命を奪うこと√ばかり取り上げている⁶⁾。しかも八生命を奪うこと√殺すこと√の検討に、全十章のうち五章までを割いている。これは、一九七五年に『動物の解放』⁷⁾を出版して以来、シンガーが

工場畜産や動物実験に反対する動物解放運動の理論的指導者の一人として活躍してきたことと無関係ではない。人間の奢侈や娯楽のために、夥しい数の動物が虐待され虐殺されている。この現実を人々に訴えるシンガーが、何よりも「殺すこと」の道徳性を問題にせざるを得ないのは当然といえる。

『動物の解放』でシンガーは、人間以外の動物の利益を無視する「種差別 speciesism」を糾弾するという、我々にとって比較的納得のゆく（が実践することは難しい）議論を展開した。しかし、『実践的倫理学』においては、動物と同等の利益しかもたないある種の人間ならば、動物と同じだけの配慮しか払わなくても不正ではないという、我々の神経を逆撫でする主張を展開することになる。シンガーの「諸利益を平等に配慮する」という原理は、人間と動物の間に伝統的に引かれてきた一線を乗り越える。その結果、人間と同じ利益をもつなら動物であつても人間並に扱ふべきことになるが、それは同時に、動物と同じ利益しか持たないなら人間を動物並に扱つてよいことも含意する。シンガー自身は「私の議論の目的は動物の地位を高めることにあるのであつて、いかなる人間の地位をも低めることは狙っていない」(68, 89)と弁明するのだが、これまで不当に高く設定されてきた人間の

地位と、不当におとしめられてきた動物の地位の間の格差を縮小するためには、動物の地位を高めると同時に、人間の地位を低めることが求められるのは必然である。しかし、もし人間と動物の間の区別を取り払つてしまふなら、動物と植物の間に区別を立てることもできなくなるのではないか？細菌やアメーバの利益、さらには、石や山、石油や天然ガスの利益というようなものまで、配慮すべきではないだろうか？種差別を否定するならば、究極的には生きとし生けるもの、いや、存在するもの全ての利益を、平等に配慮し促進しなければならぬのではないか？

もし利益を持つ存在があるなら、どんな存在であろうと、平等な配慮を払うに値する。しかし、無機物には及ばず、生きとし生けるもの全てが利益を持つわけではない。無機物やアメーバ、植物、昆虫などは、自分自身の利益を持つことができない。したがってそれらに配慮を払ふ必要はない、とシンガーは考える。

では、利益を持つための必要条件とは何か。利益は、何らかの選好 preference を持つことから生じる。選好が満たされることが、その存在にとっての利益である。何の選好も持たない存在は、利益を持つこともない。それでは、およそ選好と呼びうる最低限のものは何か。シン

ガーはベンサムに従って、苦痛（ないし快樂）を感じることを最低限の選好とする。「苦しんだり楽しんだりする能力は、およそ利益を持つための必要条件であり、利益について語ることが意味をなすためにまず満たさなければならぬ条件である」(50:80)。何の苦しみも感じない存在は、何の利益も持たず、配慮するには及ばない。

シンガーによると、苦痛を感じるのには、神経組織の働きによる。よって、神経組織を持たない無機物や、アメーバ、菌類、植物などは、苦痛を感じない。脊椎動物、中でも鳥類と哺乳類は人間に似た中枢神経系をもっている。人間と同じような苦痛を感じていると推測できる。苦痛を感じる存在と感じない存在の境界線については、小エビ（甲殻類）とカキ（貝類⇨軟体動物）の間はどこかに引くのが妥当であるとシンガーはいう⁽⁸⁾。

では、苦痛を感じる存在であれば、どんな存在も同じように取り扱うべきか。そうではない。苦痛を感じないことだけが唯一の利益ではないような存在もある。それは、人格的存在、すなわち理性と自己意識を持つ存在である。人格は自分の将来を思い描くことができるので、自分の将来に関する欲求を持つ。つまり、将来自分がどうなるかということに関する利益を持つ。苦痛に対する配慮に加えて、この利益をも考慮すべきである。

ここで注意すべきなのは、全ての人間が人格であるとはいえないことである。より正確に表現するならば、 \wedge ホモ・サピエンスという種の構成員 \vee であるからといって、人格であるとは限らない。例えば、胎児、新生児、植物状態に陥った人などは、理性も自己意識も持たないので人格ではない。また、人間以外の動物にも、人格であると推定できるものがある。例えば、手話を用いたり概念的な思考が可能なチンパンジーやゴリラは人格といえる。鳴き声でコミュニケーションを交わすイルカやクジラも、人格である可能性が高い。犬や猫ですら、自己意識と理性を備えた人格である可能性はある(98:130)。

こうしてシンガーは、生命を次の三つのカテゴリーに分ける。

(1) 人格の生命：理性と自己意識を持つ \rightarrow 将来に関する欲求と苦痛の両方に配慮すべき

(2) 感覚的生命（「意識のある⁽⁹⁾生命」）：苦痛を感じる \rightarrow 苦痛のみに配慮すべき

(3) 無感覚の生命（「意識のない⁽⁹⁾生命」）：苦痛すら感じない \rightarrow 配慮すべき利益はない

配慮すべき利益は(1) \vee (2) \vee (3)の順に多く、それに応じて生命の価値も(1) \vee (2) \vee (3)の順に高い。このことをシンガーは、異なる種類の生命の内的状態を仮想することによ

って傍証する。「一般に、意識レベルの低い存在と高い存在のいずれかを選ぶとするなら、意識的な生活がより高度に発達しているほう、自己意識と理性の程度がより高いほうを、人は選ぶだろう」(90:119)。「一方、苦痛すら感じない生命になったと想像してみると、「そのような生活は完全な空白である。存在のこの主観的に不毛な形態を短縮するとしても、私は全然後悔しないだろう。したがって、このテストが示しているのは、意識的経験を持たない存在の生命には全く内在的価値がないということである」(92:121-122)。

こうして、無感覚の生命を殺すよりも感覚的の生命を殺すことのほうが不正であり、感覚的の生命を殺すよりも人格の生命を殺すことのほうが不正であることになる。このことと、その生命がホモ・サピエンスに属すかどうかは、直接の関係はない。したがって、「例えばチンパンジーを殺すことは、深刻な障害があって人格ではない人間を殺すことよりも悪いように思われる」(97:129)ということになる。

三 障害新生児の安楽死

1 中絶と新生児殺しの道徳性

以上のように、シンガーは生命の価値に関して、人格

・感覚的の生命・無感覚な生命の三つのカテゴリーを立て、同じカテゴリーに入る生命は同じように扱うことを提案する。なぜなら、同じカテゴリーに入る生命は同じ種類の利益を持ち、同じ利益は平等に配慮すべきだからである。選好を持つことが利益を持つための必要条件であり、選好はその存在が現に持つ能力に規定される。したがって、生命の価値は、その存在が現に持つ能力によって決まることになる。当の存在が生物学上どの種に属しているかということは、その存在の内在的価値を決める要素にはならない。

例えば、胎児は確かにホモ・サピエンスの一員ではあるが、理性や自己意識を持たないので人格ではない。また、シンガーによると、妊娠十八週に満たない胎児は神経組織が未発達なので感覚的の生命ですらなく、内在的価値は全くない(18:157)。よって、十八週未満の胎児を中絶することは、道徳的には植物や無感覚な動物を殺すことと同じである。これに対し、十八週以降の中絶は感覚的の生命を殺すことになるので、安易に試みるべきではないし、行うならなるべく苦痛を与えない方法を取ることが望ましいが、道徳的には牛や豚などの動物を殺すことに等しい。したがって「通常は、胎児の未発達な利益よりも、〔妊娠している〕女性の重大な利益のほうが勝

る。実際、肉を味わうために〔胎児よりも〕はるかに発達した生命を殺戮する社会では、最も些細な理由による後期中絶でさえ、非難するのは難しう(118:157) といふことになる。

ところで、胎児が人格でないのと同様に、生まれたばかりの新生児も人格ではない。新生児は、妊娠十八週以降の胎児と同じく、感覚的生命のカテゴリに属する。そこで、妊娠十八週以降の中絶が道徳的に正当化されるなら、新生児殺しも道徳的に正当化されることになる。

「生後一週間の赤ん坊は理性や自己意識を持つ存在ではないし、理性・自己意識・意識性・感覚能力などの点で、生後一週間・一月・一年の人間の赤ん坊よりも優れている、人間以外の動物は沢山いる。もし人格と同じだけの生きる資格が胎児にないなら、生まれたばかりの赤ん坊にもその資格はなく、赤ん坊の生命は豚や犬やチンパンジーよりも価値がないように思われる」(122-123:163)。

ここで注意すべきなのは、新生児の生命の内在的価値 intrinsic value (それ自体としての価値) が動物並なのは障害の有無とは無関係だという点である。どんな新生児も理性と自己意識を持たない以上、障害があろうとなかろうと、内在的価値は動物並かそれ以下になる。シンガーによれば、動物を殺すことが認められるなら、全く

健康な赤ちゃんでも、内在的には、殺していいことになるのである。もっとも、その子が人格になれば殺すことは認められないので、殺してもよい期間は無期限ではありえない。具体的には、せいぜい生後一ヶ月くらいまでにすべきだとシンガーはいう(125:166)。

こうして新生児殺しが内在的には認められることになると、新生児殺しを非難すべき理由はもっぱら外在的価値(親の愛情や周囲の配慮、共同体の利害などによって赤ん坊に賦与される価値)に求めるしかなくなる。今日、新生児殺しが道徳的に非難されるのは、赤ん坊を殺すことが大抵の場合、新生児を愛し、いとおしむ人々に甚大な影響を及ぼすからである。しかし、どの関係者の利益を配慮してみても、新生児の生命に価値を賦与できないような特殊な場合もある、とシンガーは主張する。重篤な障害をもって生まれてきた新生児の場合に、そういう事態が起こる可能性があるというのである。

2 障害新生児を殺すことの道徳性

「誕生という通常喜ばしい出来事が、両親や他の子供の幸福にとって脅威になるような障害もある。……その場合、新生児の死が両親に及ぼす影響は、新生児を殺すことに反対する理由ではなく賛成する理由になりうる」

(132:174)。もちろん、両親が生きることを望んでいた
り、養子として育てられる可能性があれば、殺すべきで
はない。しかし、両親がその子は生きてほしくないと思
っていて、しかも養子として育てる人が誰もいなければ、
新生児を殺すことに反対する理由を見出すのは難しくな
る、とシンガーはいう。

シンガーは、二種類の障害新生児について考察してい
る。第一のカテゴリは、障害の程度が重く、極めて悲
惨な生活を送ることがわかっている場合である。『実践
的倫理学』においては具体的な例として重症の二分脊椎
を挙げているが、後には無脳症とトリソミー18も加えら
れる^④。第二のカテゴリは、生きるに値しないとい
うほど重い障害ではないが、しかし健康な子供よりはず
と幸福の少ない人生を送ると予想される場合である。具
体的には、血友病やダウン症の場合がこれに該当する。

第一のカテゴリに入る障害新生児について、シンガ
ーは次のように述べる。「重症の二分脊椎に苦しむ子供
に深く関わっている医師の中には、この子たちの生は非
常に悲惨なので、延命のための手術を行うことは間違
だと考える人もいる。つまり、この子たちの生は、生き
るに値しないのである their lives are not worth living
④。……もしこの判断が正しいなら、功利主義の原理に

従えば、そのような子供を殺すのは正しいということに
なる」(133:175)。延命手術をしても新生児の苦痛を引
き延ばし増大させる結果にしかならないなら、新生児自
身にとって生きることは苦しみでしかなく、俗な言い方
をすれば、まさに△死んだほうがまし▽である。生かし
続けることを両親が特に望んだりしない限り、一刻でも
早く殺すのが正しいことになる。

これに対し、第二のカテゴリに入る障害新生児を殺
すことについて、シンガーの見解はやや曖昧である。血
友病やダウン症の場合は、健康な場合ほどではないもの
の、それなりに幸せな「生きるに値する」人生を送れる
と考えられる。しかし、選好功利主義の立場では、障害
新生児本人の利益だけを唯一配慮するわけにはいかない。
他の関係者の利益にも平等な配慮を払わなければなら
ない。全ての関係者の利益に平等な配慮を払ったとき、障
害新生児本人の利益は、他の関係者の利益の総計に勝る
ことができるだろうか。

『実践的倫理学』においてシンガーはこの問題を、△単
に現在および未来の関係者の利益の総量を増大させるこ
とが正しい▽とする「総量」説 the 'total' versionsの功
利主義と、我々の決定によって生まれる関係者の利
益は考慮せず、△現に存在する関係者と、我々の決定と

は無関係に存在することになる。未来の関係者の利益の総量だけを増大させることが正しいと見る「先行存在」説 the 'prior existence' version の功利主義の、二種類の功利主義に即して検討する。両者の具体的な相違は、障害新生児を死なすことによって妊娠が可能になる「次の子供」の利益を考慮に入れるかどうかにある。シンガーによると、障害新生児を育てるのは非常に大変なので、それ以後の子供をつくるのは困難である。もし障害新生児が死ねば、改めて妊娠して子供を産むこともできる。総量説では、こうして産み直された子供の利益を考慮する。この子が健全なら、障害新生児が送る人生よりも、ずっと幸せな人生を送れるだろう。すると、障害新生児を育てるより、殺して健全児を産み直したほうが、関係者の利益の総計は大きくなるので、障害新生児を殺すことは正当化されることになる。一方、先行存在説では、産み直した子供の利益は除外するので、「生きるに値する」障害新生児を殺すことは不正であると判定される。

障害児の人生を健全児の人生に置き換えることができるという「置換可能性 replaceability」を認め、障害新生児を殺して健全児を産み直すことのメリットを強調する。現在、胎児診断（羊水穿刺）で発見された障害胎児を中絶して妊娠し直すことは広く行われている。胎児の生命と新生児の生命の内在的価値はほぼ等しいので、胎児の置換可能性が認められている以上、新生児の置換可能性を認めないのは一貫性を欠く。「現在のところ、障害を持つ子供の生死を両親が選択できるのは、障害がたまたま妊娠中に発見された場合に限定される。両親の選択をこうした特定の障害の場合だけに限定する論理的根拠はない。もし、例えば生後一週間とか一ヶ月間、障害新生児は生きる権利を持たないものとみなすなら、出生前に知ることができるようにもはるかに多い、子供の状態に関する知識に基づいて、選択できるようになるだろう。」

(136-137, 180)

シンガーは一見、総量説の欠陥は認めながらも、障害新生児の問題については総量説を選択しているようにみえる。しかし、場面毎の偶然的なメリットで総量説と先行存在説のどちらを取るかを決めるのであれば、それは無節操であろう。実のところシンガーは、総量説のメリットを強調するが、先行存在説をはっきり退けているわ

けでもない。第二のカテゴリに關する『実践的倫理学』の記述は、よく読むと玉虫色なのである。

また、「置換可能性」の議論の前提である、障害児を産むと次の子を諦めなければならぬということについては、日本ではこれを真つ向から否定するデータが複数報告されている¹²⁾。ある調査によると、第一子が先天異常児の場合、子供の数が一人（患児のみ）なのは10.5%にすぎず、二人が52.3%、三人が37.2%である。別の調査では、先天異常児を出産した経験のある人の平均育児数は二・六人と通常より多い。これは「障害をもつ子に、できることなら兄弟を持たせてやりたい」という心理が働いたためと推測され、米国でも血友病のケースなどに見られるという。

このように、議論の余地は沢山残されているにもかかわらず、シンガーは次のように言い切る。「主要な論点は明らかである…障害新生児を殺すことは、道徳的には、人格を殺すことと同じではない。非常にしばしば、それは決して悪いことではなご。」(138;182)

3 積極的安楽死のすすめ

ある障害新生児を殺すべきかどうか検討した結果、殺したほうがよいという結論が出たとする。その子の死と

いう目的は設定された。残る問題は、この目的を達成するのに、どんな手段をとるのが望ましいかということである。具体的には、苦痛緩和のための処置以外の一切の治療を停止して死ぬにまかせる（消極的安楽死）か、それとも致死量の薬を注射するなどして速やかに死に至らしめる（積極的安楽死）か、どちらの方法がよいか。

伝統的には、消極的安楽死は容認できるが積極的安楽死は認めるべきでないという見解が一般的である。この見解に沿って、米国では毎年数千人もの精神障害児や身体障害児が死ぬにまかされている。シンガーによれば、消極的安楽死はよいが積極的安楽死はだめという考えは、 \wedge 行為をすることによって悪い結果をもたらすのは不正だが、行為を差し控えることによって同じ結果が生じるのであれば不正ではない \vee という「作為—不作為論 the acts and omissions doctrine」に基づいている。しかし、患者に死が訪れることを意図するのなら、例えば、偶然に外れた生命維持装置のプラグをそのまましておくことと、患者に致死量の注射をすることの間に、内在的な道徳的相違はない。外在的な相違を考えると、死に至るまでに時間がかかる消極的安楽死は、新生児本人の死の苦しみを引き延ばし、両親に辛い時間を強い、病院のスタッフや設備にも負担をかけるので、むしろ非人道

的で不適切な方法といえる。「消極的安楽死はしばしば死を引き延ばすことになる。消極的安楽死は、死ぬべき人を選ぶ際に、本来なら無関係な要因（腸閉塞や容易に治療できる感染症）が入り込む。速やかで苦痛のない死が我々の目標であると認められるなら、この目標が達成されるかどうかが決まるのを偶然に委ねるべきではない。死を選んだからには、可能な限り最もよい方法で、確実に死が訪れるようにすべきである。」(153:202)

このシンガールの議論は、J・レイチェルズの安楽死論¹³と軌を一にする。シンガールは帰結主義的観点から「作為―不作為論」を退けるが、患者の死がすでに意図されている以上、行為の動機を重んじる立場からも、同じ結論が導き出されるであろう。

4 具体的手続き

前節までの議論によって、障害新生児の積極的安楽死を正当化する理論的根拠は一通り提出された。しかし、実際にはどのような手続きを経て、誰が、安楽死の決定をなすべきか。この問題についてシンガールは『実践的倫理学』の中では論じていないが、後にモナシュ大学の同僚ヘルガ・コースと共に著した『赤ん坊は生きるべきか？ Should the Baby Live?』¹⁴の中で、具体的に提

言を行っているので、簡単にまとめしておく。

まず、障害新生児を死なせるべきかどうかを決めるにあたって、その利益に配慮を払うべき関係者は、障害新生児自身、家族、「次の子供」、および共同体全体の四者である。共同体は、障害新生児を施設で育てる場合、その費用をある程度負担することになるが、予算編成上、障害児の治療費と養育費だけを突出させるわけにはいかないから、障害新生児の生死に利害関係を持つ。

新生児の生死の決定権は両親に与えられるべきであり、医師は両親に助言をする立場に置かれる。治療を続行しても結果的に悲惨な生しか見込めないと医師が判断し、両親がこの判断に基づいて障害新生児を死なせる決断を下したなら、速やかに致死的処置が取られるべきである。一方、治療を続行すれば苦しみのない生活を送る可能性が大であると医師が判断したにもかかわらず、両親が新生児の死を望んだ場合には、新生児自身の利益を護るために、医師は審査委員会に通知することができる。もし医師の判断が誤りであるとの審査結果が出たなら、両親の意向に従って安楽死の処置が取られるべきである。逆に、もし医師の判断を支持する審査結果が出たなら、審査委員会は両親が養育権を放棄できる途を摸索しなければならぬ。両親にその子の養育を強制することは、家

族の利益を著しく損なうからである。養子を望む家族に障害新生児を引き渡すのが理想的である。もし養子として迎える家族がいなければ、スタッフの充実した、地域の小規模な施設で育てるべきである。大規模な施設で苦痛に満ちた悲惨な生を送らせられるくらいなら、新生児自身の利益に鑑みて、安楽死させられたほうがましである。また、共同体が小規模施設に十分な資金を提供できない場合には、引き取り手のない新生児は安楽死させられることになる。

結論——種差別と能力差別の両方を

回避する途はあるか？

障害新生児の積極的安楽死を擁護するシンガールの議論には、現代倫理学の様々なモチーフが織り込まれている。シンガーは、行為の是非を、行為の対象とされる存在の価値に対応させる。ある存在の価値は、それ自身が持つ内在的価値と、他の存在からその存在に賦与される外在的価値に分けられ、前者は後者に勝るとされる。存在の内在的価値は、その存在の持つ利益に応じて大きく異なる。なぜなら、選好が満たされることが利益であり、選好が満たされるのはよいことだからである。選好はその存在の持つ能力によって規定される。よって、どういう能力

をもつか、存在の内在的価値を決める。行為の是非は対象の価値に対応するから、行為の対象となる存在の持つ能力が、行為の是非を決めることになる。

シンガーが糾弾する種差別は、存在がどの集合に属しているかによって、存在の価値を決める原理を根柢に持つ。どの集合に属しているかということは、他の存在とどう関係しているかということを示す。種差別とは、存在が持つ関係によって、その存在の価値を規定する原理の帰結である。

これに対してシンガーのように、存在が持つ能力によってその存在の価値を規定する原理を根柢におくと、その存在がどう他の存在と関係しているかということは、一義的な重要性をもたない。存在同士の関係を断って個々ばらばらにしても、存在の価値は決められる。この価値は内在的価値である。内在的価値に傾斜するのは、たとえばらばらにしても、その存在の価値を云々できるからである。

他方、存在が持つ関係によってその存在の価値を規定する原理では、ばらばらにされた存在の価値を云々することはできない。その代わり、何の能力も持たない存在でも、他の存在と関係することによって、価値をもつことができる。この価値は、シンガールの立場からは外在的

価値と呼ばれておとしめられている価値である。

本文で見たように、障害新生児の安楽死を擁護するシンガーの見解は、 \wedge 能力を持たない存在は能力を持つ存在よりも価値が低く、少ない配慮しか払わなくてよい \vee という見解の帰結である。この見解は、 \wedge 同じ集合に属する存在には、能力の有無にかかわらず、同じ配慮を払うべきだ \vee という見解を抱く者から見れば、「能力差別」の名に値する。しかし、 \wedge 同じ集合に存する存在には、能力の有無にかかわらず、同じ配慮を払うべきだ \vee という見解を裏返せば、 \wedge 異なる集合に属する存在には、能力の有無にかかわらず、配慮を払わなくてよい \vee ということであり、これはまさに種差別である。

このように、 \wedge 関係 \vee から価値を導き出す原理は種差別を含意し、 \wedge 能力 \vee から価値を導き出す原理は能力差別を含意している。関係から出発する原理は、何らかの形で必ず能力をないがしろにすることになるし、能力から出発する原理は、何らかの形で必ず関係をないがしろにすることになる。種差別を回避するために \wedge 能力 \vee に頼れば、必然的に能力差別に陥り、能力差別を回避するために \wedge 関係 \vee に頼れば、必然的に種差別に陥る。

このジレンマを解くことは容易ではない。 \wedge 関係 \vee 原理と \wedge 能力 \vee 原理の対立は、生命倫理学における「生命

の神聖や sanctity of life (SOL)」と「生命の質 quality of life (QOL)」の対立にも表れている。「生命の神聖さ」の原理は、生命（とりわけ人間の生命）の集合に属する存在を等しく取り扱うよう要求する点で、典型的な \wedge 関係 \vee 原理であるのに対し、「生命の質」の原理は、その存在が送ることのできる生の内容に応じて取り扱いを変えるよう求め、「質」の高い生ほど生きる値打ちがあると考える点で、典型的な \wedge 能力 \vee 原理なのである。このように、 \wedge 関係 \vee 原理と \wedge 能力 \vee 原理のジレンマはまさに現代倫理学の根本問題ともいえ、今のところ筆者にも、解決のめどは立っていない。

註

- (1) 「シンガー事件」とその影響について日本語で読める文献としては、ピーター・シンガー、「ドイツで沈黙させられたことについて」、市野川容孝・加藤秀一訳『みすず』№374 [1992.5] / №375 [1992.6] がある。

この翻訳には訳者の市野川容孝による詳細な解説（「ドイツがシンガーを沈黙させたことについて」、「みすず」№375, pp. 49-58）が付されており、非常に有益である。

- (2) Peter Singer, *Practical Ethics*, Cambridge Univer-

- city Press, 1979 (山内友三郎・塚崎智監訳、『実践の倫理』、昭和堂、一九九一年) ドイツで槍玉にあげられたのは、まさにこの著作であった。以下、特に断りのない引用は同書により、(原書頁・訳書頁)の順に記す。但し、引用文は必ずしも翻訳書に従ってはいない。
- (3) Cf. J. L. Mackie, *Ethics*, Penguin Books, 1977, Chap. 4. (加藤尚武監訳、『倫理学』、哲書房、一九九〇年、第四章)
- (4) 利己主義については、拙稿「人倫理に関するエコイズム」の論駁をめぐって」(『杉野女子大学・杉野女子大学短期大学部紀要』26[1989], pp. 119-136) において暫定的な検討を行った。
- (5) 『週刊読書人』№1910[1991.11.25]
- (6) もっともシンガーは『実践的倫理学』の後、生命を生み出す技術(体外受精など)の問題を扱った本を二冊出してゐる。William A. W. Walters & Peter Singer (eds.), *Test Tube Babies*, Oxford University Press, 1982 (坂元正一・多賀理吉訳、『試験管ベビー』、岩波現代選書、一九八三年); Peter Singer & Deane Wells, *The Reproduction Revolution*, Oxford University Press, 1984 (加茂直樹訳、『生殖革命』、晃洋書房、一九八八年)
- (7) Peter Singer, *Animal Liberation*, 1975 (戸田清訳、『動物の解放』、技術と人間、一九八八年)。
- (8) 『動物の解放』、邦訳 pp. 215-216.
- (9) シンガーは苦痛を感じる生命を「意識のある生命 conscious life」、苦痛すら感じない生命を「意識のない生命 non-conscious life」と呼んでいるが、この語法は「自己意識を持つ self-conscious」と混同しやすいので注意が必要である。
- (10) 「ドイツで沈黙させられたことについて」、『みずず』№374, p. 38.
- (11) ちなみに、この「生きるに値しない」という言葉こそ、七万人以上の障害者を抹殺したといわれるナチスの「安楽死」計画を連想させるものであった。例えば、ナチスの「安楽死」計画に理論的裏付けを提供したとみなされる、K・ビンディングとA・ホッへの一九二〇年の著作には、『生きるに値しない生命を抹消することの解禁 Die Freigabe der Vernichtung lebensunwerten Lebens』という題名が付けられている。市野川容孝、「ドイツがシンガーを沈黙させたことについて」、および米本昌平、『遺伝管理社会』、弘文堂、一九八九年、pp. 164-171 参照。
- (12) 斎藤有紀子、「日本の遺伝相談」、生命倫理研究会

生殖技術研究チーム、『一九九一年度研究報告書』出
生前診断を考える』、生命倫理研究会、一九九二年、
p.35 参照。

- (13) Cf. James Rachels, *The End of Life*, Oxford Uni-
versity Press, 1986 (加茂直樹監訳、『生命の終わり』、
晃洋書房、一九九一年)

- (14) Helga Kuhse & Peter Singer, *Should the Baby
Live?* Oxford University Press, 1985, esp. Chap. 8.

(つちや たかし 杉野女子大・横浜国大)